

会則

第一章 総則

第一条（名称）

本会は、SOTO 禅インターナショナル（以下「本会」という。）と称す。

第 二 条 （事 務 所）
本会の事務所は、事務局長の僧籍所在地に置く。但し、総会の承認を得て、適当な場所に置くことができる。

第 三 条 （目 的）
本会は、曹洞宗の国際布教促進に寄与し、会員相互の親睦を図ると共に、宗風を挙揚して一仏西祖の法恩に報答することを目的とする。

第 四 条 （会 員）
本会の会員は、前条の目的に賛同するものをいう。

第 五 条 （事 業）
本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 海外寺院、僧堂等、記念事業等への支援。
- 二 国際布教や宗門関係の国際問題の情報交換。
- 三 次世代に向け、国際社会に貢献できる人材育成。
- 四 機関紙の発刊。
- 五 その他必要と認める活動。

第二章 役員

第六条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 一 名
- 二 副会長 若干名
- 三 事務局長 一 名
- 四 事務局員 若干名
- 五 会 計 一 名
- 六 監 事 二 名

第 七 条 （役 員 の 選 出）
本会の役員は、原則的には会員のうちから選出し、総会において承認を得るものとする。

第八条（役員職務）

会長は、本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務を管理する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐する。

- 5 会計は、本会の会計を処理する。
- 6 監事は、会務及び会計の監査に当たる。

第九 条 (役 員 の 任 期)

役員任期は、二年とする。但し、再任を妨げないが、四期までとする。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第十 条 (相 談 役)

本会に相談役を置く。

- 2 相談役は、本会の会長、副会長経験者をもって充てる。

第三章 会議

第十一 条 (会 議 の 種 類 及 び 召 集)

本会の会議は、総会、役員会とし、会長が召集する。

第十二 条 (総 会 の 開 催 並 び に 決 議)

総会は、毎年一回とする。但し、会長が必要と認める場合、または、役員過半数が要求した場合は、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数により決定する。
- 3 本会の運営に関する重要事項は、総会の承認を得なければならない。

第十三 条 (役 員 会) 役 員 会 は、会 務 の 執 行 に 必 要 な 事 項 を 審 議 す る。

- 2 役員会の議長は、会長があたる。

第四章 会計

第十四 条 (経 費)

本会の経費は、会費、助成金、賛助金および寄付金その他をもって充てる。

- 2 会費は、年額五千円とする。
- 3 通常会計剰余金の一部を、国際布教支援積立金とし、確たる金融機関を利用し、証書等は会計保管とする。その運用については役員会で決定し、総会で承認を得なければならない。

第十五 条 (会 計 年 度)

本会の会計年度は、毎年一月一日に始まり、同年十二月三十一日に終わる。

第五章 補則

第十六 条 (会 則 の 改 正)

本会則を改正するときには、総会の承認を受けなければならない。

第十七 条 (解 散 決 議 規 定)

当会は、総会において会員総数の4分の3以上の賛成を得た上で解散することができる。

第十八 条 (残 余 財 産 の 処 分)

本会則第十七条によって解散が議決された場合、監事により清算人が指名され、清算人によって債権者への清算を行う。

2 なお残余財産がある場合は、清算人によって分配を行う。

附 則

- 1 この会則は、平成五年四月一日より施行する。
- 2 当初の役員の任期は、平成九年三月末日までとする。
- 3 本規約の一部改正は、平成七年四月一日より施行する。
- 4 本規約の一部改正は、平成八年五月八日より施行する。
- 5 本規約の一部改正は、平成九年二月二十日より施行する。
- 6 本規約の一部改正は平成十一年二月十七日より施行する。
- 7 本規約の一部改正は平成十四年二月十三日より施行する。
- 8 本規約の一部改正は平成十五年二月二十日より施行する。
- 9 本規約の一部改正は平成十七年二月十日より施行する。
- 10 役員改選により平成十七年度より事務局所在地は 横浜市港南区上永谷 5 - 1 - 3 とする。

- 11 本規約の一部改正は平成二十四年二月十六日より施行する。(会計事務担当の所在地、解散決議規定および、解散の際の財産の帰属についての規定の追加)
- 12 本規約の一部改正は平成二十六年二月十三日より施行する。(事業の一部改正、評議員の削除、会費、助成金の削除等)
- 13 役員改選により平成二十六年度より事務局所在地は 大府市長草町本郷 40 とする。

このページの変更履歴

- [modify] 2016/01/09 17:17:12 by uchiyama
- [modify] 2014/02/24 14:10:25 by admin
- [modify] 2014/02/24 14:09:32 by admin
- [modify] 2014/02/24 14:08:46 by admin
- [modify] 2007/06/30 21:41:18 by kameno